

会員情報管理運用規則

2016年4月28日

日本SPICEネットワーク運営委員会

1. 目的

会則第10条、第11条に基づき、会員情報の登録・更新方法及び会員情報管理の詳細を定めることを目的とする。

2. 会員情報の登録 [会則第10条の1、第11条の1、3 参照]

入会希望者は、WEBシステムより、以下の情報を登録する。

- 会社名
- 氏名
- メールアドレス
- これまでのプロセス改善活動（期間、内容）
- 取得しているSPICE Assessor資格

〈該当者のみ〉

運営委員は、会員登録が適切でないと思われる場合は、運営委員会に異議を申し立てる。運営委員からの異議がなければ、コミュニティへの参加が承認されたものとする。

事務局は、原則として2週間以内に、会員用WEBサイトのアカウントを設定し本人へ連絡するとともに、会員名簿に登録する。

3. 会員情報の変更 [会則第11条の2 参照]

会員は登録情報に変更があった場合、WEBシステム（登録フォームと同一）より、以下の情報を登録する。

- 会社名
- 氏名
- メールアドレス
- これまでのプロセス改善活動（期間、内容） <入力不要>
- 取得しているSPICE Assessor資格 <変更時のみ>

4. 会員資格の更新 [会則第10条の2 参照]

事務局は、年度の活動終了後、当該年度の活動に参加した会員に、翌年度の会員資格更新手続きが行われたとみなし、更新手続き完了を連絡する。

更新期間中の入会は、翌年度の会員資格更新手続きも行われたものと見なす。

5. 会員名簿の利用 [会則第11条の3 参照]

会員名簿は、以下の活動に利用することができる。

- 本コミュニティが主催する活動の計画
 - 中長期計画、年間計画（属性情報の統計的利用など）
 - 活動の具体計画（チーム分けなど）
- 本コミュニティが主催する活動に関する連絡
- 本コミュニティが後援する活動に関する連絡

改定履歴

2016年4月28日

制定